※１　「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。
（ＵＲＬ：https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html）
※２　ＲＣＣＭ資格試験に合格しており転職等により、登録できない立場にいる技術者を含む。なお、設計技術者に関し、外国資格を有する技術者（我が国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者にる。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。
また、申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも申請書等を提出することができるが、この場合、申請書等の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争に参加するためには優先交渉権者選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を本建設工事に専任で配置できること。

①㋐　監理技術者を配置する場合は、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。
・１級土木施工管理技士の資格を有する者
・１級建築施工管理技士の資格を有する者
・１級建築士の資格を有する者
・技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）、総合技術監理部門（選択科目を「建設―鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。））の資格を有する者
・以降に記載する㋑に示す要件に該当する者のうち、発注者から建設工事（本工事同様の工事種別のみ考慮する）を直接請負、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し二年以上指導監督的な実務の経験を有する者（指定建設業７業種以外の22業種の場合）
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（建設業法第15条第２号ハ該当「建設省告示第128号（平成元年１月30日）最終改正：平成12年12月12日建設省告示第2345号」を参照）
・１級土木施工管理技士又は１級建築施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から６ヵ月以内に限る。）

㋑　主任技術者を配置する場合は、㋐に示す要件に該当する者、もしくは、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。
・２級土木施工管理技士（種別―土木）の資格を有する者
・２級建築施工管理技士（種別―躯体）の資格を有する者
・登録橋梁基幹技能者講習を修了した者（「国土交通省告示第435号（平成30年３月15日）」を参照）
・建設業に係る建設工事（鋼橋上部工事）について、土木工学、建築学、機械工学に関する学科を卒業後、以下の実務経験を有する者であること。
ａ．高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）、専修学校専門課程　５年以上
ｂ．高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）、専門士　３年以上
ｃ．大学（旧大学令による大学を含む）、高度専門士　３年以上
・建設業に係る建設工事（鋼橋上部工事）に関し10年以上実務の経験を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（「建設業法施行規則第７条の三」及び「国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）最終改正：平成28年５月17日国土交通省告示第746号」を参照）
・２級土木施工管理技士又は２級建築施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から６ヵ月以内に限る。）

②　同一の者が上記⑷に掲げる工事の鋼橋を架設した経験を有する者であること。（ただし、配置する技術者が平成20年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）経常建設共同企業体にあっては、一人で⑹①の基準を満たし、上記⑷に掲げる同種工事の実績を有した技術者を構成員の何れかで１名、専任で配置できること。残りの構成員においては専任で上記の⑹①の基準を満たす技術者を配置できること。
なお、見積合わせ後の措置として、建設業法施行令第27条第１項で定める金額の３倍未満で契約した企業においては、上記⑹①の基準を満たし、上記⑷の同種工事の実績を有した技術者を１名専任とすることで、残りの構成員が配置する技術者は専任を要しない。

③　配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係（３ヶ月以上）があることを証する資料を提出すること。提出されない場合や、雇用関係が確認できない配置予定技術者は競争参加資格無しとする。なお、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるとみなすが、継続雇用制度を証する資料を提出すること。

④　「建築業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱について」又は「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」又は「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱について（改正）」において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出が申請書等の提出期限までになされない場合は競争参加資格無しとする。また、当該要件に適合しない者を技術者として設置していることが確認された場合は本建設工事の契約を解除する。

⑤　本建設工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑥　配置予定技術者は、据付現場での技術者（経常建設共同企業体にあっては、据付現場での全ての構成員の配置予定技術者）とする。なお、現場据付時期は以下を予定しており、配置予定技術者は当該時期から専任で配置できるものであること。
現場据付時期：令和８年４月頃（予定）

⑺　申請書等の提出期限の日から本技術協力業務に係る見積合わせの時までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止（建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止を含む）を受けていないこと。

⑻　上記１⑵に示した本建設工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　本技術協力業務の優先交渉権者は、技術協力業務範囲（Ｌ＝420m）において、本建設工事以外の工事入札に参加することができない。